

第4章 心をつなぐ地域づくり

1. 福祉に対する意識の変革

現況と課題

多くの人々の「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスが必要としている高齢者や障害者などの困っている人たちのもの。自分には無関係」という意識がまだ多いように思われます。

また、近年は生活スタイルが、便利さを求めることやプライバシーを確保することを重視する方向へと変化してきています。さらには集団よりも個人を重視する価値観が次第に強まってきたことで、人間関係が希薄になり、他人を思いやる心が薄れ、市民の地域社会に対する関心や連帯感も薄れつつあります。

しかしながら地域福祉の考え方は、「全ての市民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある」という認識の上に成り立っています。そのため、地域福祉の推進には福祉に対する意識を「他人任せの福祉」から「自らが携わる福祉」へと変革していくことが必要となります。

そして、船橋市に暮らす住民一人ひとりが地域に対して関心をもち、地域における生活課題が自分の課題であると考えてもらうことが、地域福祉を推進する第一歩となってきます。

施策の方向

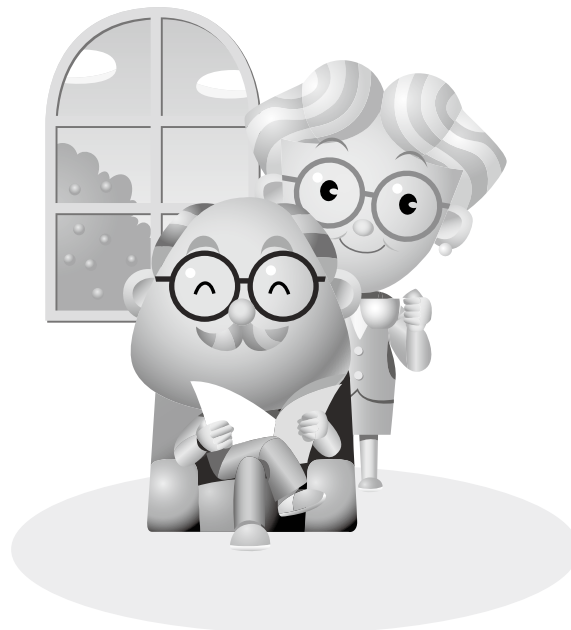
地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向けてもらい、地域で何ができるのかを考え、認識することができるようにするため、講座、講演会等の機会を増やします。

また、既に地域で活動しているサークル、団体等のリーダーに働きかけることで、メンバーに地域福祉の考え方を啓発し、福祉に対しての意識の変革を図ります。

なお、意識の変革は行政の職員にも必要であることから、行政としても職員の意識変革に取り組んでいきます。さらに行政の役割として、総合的でわかりやすい施策を展開し、周知していきます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に対して興味・関心を持ち、福祉に関するイベントに積極的に参加するとともにボランティア活動にも関心を持つ ○地域の一員として自らの持つ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける ○地域の先輩の話を聞く場を設ける ○地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める ○地域福祉という考え方を身近に感じられるような地域に密着した福祉活動を展開する ○地域の既存団体の組織運営に関する意識変革に取り組む ○地域で活動しているサークルのリーダーを巻き込みメンバーの意識変革に努める ○福祉関係施設利用者及び関係者の意識変革に取り組む ○地域の各種既存団体が共に地域福祉に対する意識変革に取り組む
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の視点から総合的でわかりやすい施策を展開する (全課) ○市民を対象に福祉学習の機会を設ける (社会教育課、健康福祉局) ○市民便利帳や対象者ごとの手引き・ガイドを活用し、福祉に関するわかりやすい情報の提供をする (健康福祉局) ○職員の福祉に関する意識変革に取り組む (人材育成室、福祉サービス部、子育て支援部)



2. ボランティア意識の啓発

現況と課題

地域活動、ボランティア活動などに対する市民の参加意識を啓発することは、地域福祉を推進する上で大変重要なことですが、地域に無関心な人、地域とのつながりを拒否する人などの意識を変えることはたいへん難しい課題です。

また、市民意識調査の結果を見ても、隣近所のつきあいがあまり親密で無い方々のうち、55.5%が「隣近所で助け合える人がいなくてもよい」と回答しているなど、隣近所などの地域における人間関係や助け合いの意識は希薄になってきており、さらに、核家族化の進展などにより家族の機能も脆弱になってきている様子が伺えます。

しかしながら、人々の様々な生活課題を解決していくには、人々の意識変革に加え、地域において自発的に課題を解決しようとする力の向上が必要であることから、地域のつながり・ネットワークの構築が重要となります。地域のネットワークを構築していくには地域ぐるみでの福祉活動やボランティア活動などがきっかけになると考えられることから、まずはそういった活動に誰もが気軽に参加できる、ということが重要です。

さらには、ボランティアをやってみたいという気持ちがあっても、実際のボランティア活動につながっていない人たちも多いと考えられることから、どんなボランティア活動が必要とされているのか、どんなボランティア活動があるのかなど、ボランティア活動について十分な情報の提供をすることも必要です。

施策の方向

地域活動やボランティアを身近に感じ、気軽に参加できるよう、地域の身近な場所でボランティアについての学習・活動ができる機会を設けるとともに、さまざまな機会を捉えてボランティア情報の提供を行います。

また、地域におけるボランティアニーズの把握に努め、ボランティア団体などとのコーディネート機能の効率化、強化を図ります。

さらにNPO、ボランティア活動への参加意識を啓発するとともに、NPO、ボランティア活動の立ち上げ、活動を支援します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や行政が開催するボランティア学習の場などへ積極的に参加する ○日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ ○新しい地域活動やボランティアの項目を提案する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会の掲示板を活用してボランティア情報を提供する ○ボランティアニーズの把握に努める ○ボランティアに関する提案を受け止める仕組みづくりを進める ○市社協のボランティアセンター¹⁷などのボランティア活動に関する案内窓口を周知する ○地域住民に対するボランティア学習の機会を設ける ○個人の知識・経験・専門的技術等を活かすことができ気軽に参加できる機会を設ける ○福祉施設によるボランティア講習会を開催する ○NPO・ボランティア団体の立ち上げ・運営についてのノウハウを提供する ○有償ボランティア制度¹⁸について研究を進める ○ボランティア登録データの一元化を図る ○ボランティア保険等を充実させるなど安心して活動できる体制づくりを整備する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・ボランティア活動への参加意識の啓発を図る (市民協働課、自治振興課、地域福祉課) ○NPO・ボランティア団体の立ち上げを支援する (市民協働課、自治振興課、地域福祉課) ○NPO・ボランティア活動に関する情報の提供を行う (市民協働課、自治振興課、地域福祉課) ○職員のボランティア意識の啓発を図る (人材育成室、健康福祉局)

¹⁷ 船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。

¹⁸ 少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきているが、報酬を伴う市民活動は、ボランティア活動ではないとする意見もある。

3. 家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実

現況と課題

近年、核家族化が進むだけでなく、結婚しない若者や離婚が増加するなど、個人の生き方や家族との関わり方が多様になり、「自助」の基盤である家族機能が弱くなってきています。

また、「子ども会」などがなくなってきていることで、地域における子どもたちの活動の場や機会だけでなく、集団生活を行う上での規範を学ぶ場が減少しています。さらには、従来は家庭で行われていた躰や生活習慣の形成等が正しく行われぬまま育つ子どもたちも見受けられます。

こうした状況を考えると、他人の個性や気持ちを理解し、ふれあおうとする意識を小さいときから育てることが、とても重要になってきます。

さらには、都市化の進展等に伴い、地域のつながりや助け合いの気持ちが今後さらに希薄になっていくことも懸念されることです。

一方、助け合いの気持ちから生じる寄付、**チャリティ**¹⁹活動について、本市でもまだ一般化しているとは言いがたい状況であることから、市民一人ひとりが幼い頃から他人を思いやる心を育み、自主的・主体的にひとりでも多くの市民が福祉活動に関わっていくことによって、こうしたチャリティ活動を今よりもっと日常的で当たり前のこととしていくことが重要になります。

施策の方向

「他人を思いやることの出来る優しい心」の育成は、挨拶をはじめとする適切な生活習慣を身につけて、日常生活を送ることにより育まれることから、日常生活における家庭での教育が重要になってきます。その家庭教育では親の役割は非常に重要であるため、親に対するサポートも必要となることから、地域全体で子育てをする親と子どもを見守り、支援していく体制づくりを進めます。

また、家庭、学校、社会教育の各段階において「福祉の心」を育むためには、各段階を通しての連携が必要であることから、福祉教育を通じた地域交流の活性化を図ります。

さらに、家庭教育、学校教育、社会教育の情報提供の充実を図るだけでなく、地域の交流が活性化するよう、生涯学習を学ぶ場であるふなばし市民大学校、公民館、出前講座などのプログラムの充実に努めます。

¹⁹ 英国では公益法人やNPO等の民間の公益活動の主体を指して使われるが、我が国では、寄付と同様の意味で使われることが多い。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や行政が開催する福祉学習の機会へ積極的に参加する ○大人は地域の子どもたちの見本になるよう心がける ○隣近所の人への挨拶を心がける ○他人を理解し、ふれあうことを心がける
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちを暖かく見守る地域を創る ○子どもたちが福祉活動に参加する機会を考える ○地域の福祉教育力を高める ○PTAとの連携を図る ○地域資源を活用した福祉教育を実施する ○福祉施設の地域への開放を進める ○社会福祉事業者による地域住民を対象とした福祉教育イベントを実施する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の心を育むための家庭教育に関する情報及び学習の機会を提供する (社会教育課) ○福祉体験学習・ふれあい教育を推進する (指導課) ○学校教育や社会教育の場に知識や経験が豊富な高齢者を講師として登用する (指導課、社会教育課) ○公民館の福祉プログラムの充実を図る (社会教育課) ○ふなばし市民大学校の福祉に関するカリキュラムの充実に努める (社会教育課) ○出前講座の拡充を図る (社会教育課)



1. 出会いの仕組みづくり

現況と課題

相互に助け合いが行われる地域づくりのためには、地域の人を知り、地域に関心を持つこと、そして仲間をつくり、地域に愛着を持つことが大切ですが、市民意識調査等の結果においても近所づきあいは薄くなっている傾向にあります。

また、サラリーマン家庭が多く、転入者が年間2万人に達した昭和40年代中頃から30年以上経過した現在でも転入・転出といった人口の出入りが多く、そのため、船橋を第二の故郷として実感できるような地域への愛着、コミュニティの形成が十分とは言いがたいなど、地域コミュニティの形成が難しい地域も少なくありません。

このような状況の中で、地域における出会いを活性化するためには、何よりも先ず、市民がより多くの時間を地域で過ごせるようなライフスタイルを確立することが大切となるため、地域での生活時間を確保できるような「ワーク・ライフ・バランス²⁰」の推進が重要です。

一方、今後は、団塊の世代が定年を迎え、地域で過ごす時間が増えると考えられ、そうした市民の持つ知識、技術などを活かした様々な活動も、地域づくりに期待されています。

施策の方向

地域の人を知り、地域に関心を持つために、地域の中に気軽に参加できるコミュニケーションの場を設けるとともに、地域の中で地域の人々の交流の中心となる地域コーディネーター²¹を発掘・育成し、市民への周知を図ります。

さらには「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を周知する一方、地域への愛着心が育まれるよう、市民、学校、企業などと連携して魅力あるまちづくりを進めます。

²⁰ 仕事と生活の調和。「ワーク・ライフ・バランス」が実現した社会の姿とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」。

²¹ 公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人。

地域福祉の役割分担

区分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方・生き方を考える ○地域で過ごす時間を設けるよう工夫する ○地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する ○愛着の持てる地域づくり・まちづくりに努力する ○地域の交流の輪の中に入る
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座などによって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める ○地域コーディネーターの発掘・育成に努める ○地域コーディネーターでもある地区社協の事務局員のスキルアップを図り、地域に周知する ○身近な人同士で同じ課題を共有するために小単位の福祉グループ化を検討する ○地区社協がコーディネート機能を受け持つ ○出合いが図れるような様々なプロジェクトチームを立ち上げる ○気軽に参加できる身近な場所でミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンなどの充実に努力する ○新米パパ・ママのサポートを行う ○故郷を語る会を開催する ○転入者等の地域デビューの仕組みづくりについて考える ○地域の中に気軽に集える場を作る ○地域に参加する機会の少ない父親同士の交流の場をつくる ○地域通貨の情報を収集・把握する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が参加しやすい楽しい場づくりを行う (イベント所管課) ○総合計画に基づき「住んで良かった」と思える船橋づくりを進める (全課) ○市民参加のまちづくり活動を推進する(市民協働課、まちづくり支援室) ○地域文化の振興や伝統文化の伝承の支援を行う (文化課) ○行きたくなるような魅力ある公共施設になるよう努める (管財課、各施設所管課) ○ワーク・ライフ・バランスに関する情報を収集し、周知する (男女共同参画課、商工振興課) ○職員の働き方に対する意識変革を行う (人材育成室)

2. 地域情報の発信・交換

現況と課題

最近では、公民館や町会自治会の掲示板活用に加え、市民活動サポートセンター²²や「ふなばし市民活動情報ネット²³」、「ふなばし市民活動情報掲示板²⁴」の活用により、NPOやボランティア団体の情報が広く発信されるようになってきていますが、まだ情報を受け取る側が限られてしまう場合もみられます。

地域におけるネットワークが広がっていかない要因として、人と知り合うきっかけとなる地域のイベントなどの情報が、情報を必要としている人に十分に到達・浸透していないことが挙げられます。特に、地域のつながりが薄くなっている中では、人と人とのふれあいを媒介とした口コミによる情報伝達も少なくなっています。

一方で、メールやインターネット等の電子媒体を活用した情報提供も多くなり、さまざまな情報を瞬時に発信できるようになってきていますが、パソコン等の操作を苦手としている人も多く見られます。

このような状況の中で、地域の人と共通の話題・認識を持ち、人と人との心をつなぐためにも、情報が果たす役割は大きく、より多くの人から自ら必要とする情報を積極的に収集するだけでなく、より多くの人に対して情報を発信することを促す必要があります。

そのためには、情報の伝達について手段の多様化を図ったり、内容を魅力的なものにすることなどが不可欠となってきます。

施策の方向

情報の伝達については、既存の紙での情報提供を充実するとともに、メールやインターネットを活用した情報提供に努めることに加え、情報のバリアフリー化を目指し、視覚障害の方や、パソコン等の操作を苦手とする方への対応を行います。

また、情報を一元化できるよう、市民活動サポートセンターや「ふなばし市民活動情報ネット」の更なる充実・活用を図ります。

²² 福祉や文化、環境や国際交流などさまざまな分野で活動するボランティア団体やNPOを支援するために、打合せや会報作り等ができるスペースのほか、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。

²³ 市民活動を実施している人達が、他の市民に自分達の市民活動情報を広く発信できるサイトで、独自のホームページを開設することなく情報を発信できる。

²⁴ 市民活動団体の情報発信をサポートするため、市民活動サポートセンターに掲示される市民活動団体が作成した会員募集情報やイベントのチラシ・ポスター（A3サイズまで）を電子化して、インターネット上に掲載するサイト。

さらに、地域の人間関係を円滑にしていくために、隣近所への声かけの促進や地域の人々が気軽に集える場づくりを進めて、ロコミによる情報の流通量の拡大をめざします。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○広報紙や回覧板等には必ず目を通す ○メールやインターネットを使った情報に親しむ
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会の回覧板の一層の活用を工夫する ○地域の諸団体による会誌・会報の発行や福祉マップの作成を進める ○地域の出来事を紹介する新聞を発行する ○地域の情報を一元化しメール・インターネット等の電子媒体による情報発信を行う ○住民を対象にパソコン講習会を開催する ○地域にある学校の情報を発信する ○地域にある商店を情報拠点として活用する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙の一層の充実を図る (広報課) ○メール・インターネット等の電子媒体による情報提供を拡充する (広報課、電子行政推進課、市民協働課) ○市民活動サポートセンターの周知・充実を図る (自治振興課) ○市民を対象としたパソコン教室を実施する (社会教育課)



1. 世代間交流の活性化

現況と課題

現在、地域における活動の中心的な立場となっている方の高齢化が進んでおり、次世代を担う人材の発掘・育成が急務となっています。

しかしながら、核家族化や地域コミュニティの崩壊等によって、子どもの頃から日常生活の中で異世代の人と交流する機会が少なくなっており、地域や社会と関わる糸口が得られにくく、孤立した状況で子育てを行う親世代や、自立のきっかけを得られない若者、生きがいを得られない中高年が増加しているのが現状です。

「福祉の心」を育むためには、子どもの頃からの世代間の交流が大切であり、そうした体験を通じて各世代の価値観の相違をお互いに認め合うことができ、人々がつながり、地域のコミュニティが活性化します。

また、子どもたちにとっては、家庭や学校に限らない、地域社会における**世代間交流**²⁵活動は、社会性や人を思いやる気持ちを育むことができることから、極めて重要な役割を持っており、他人への思いやりや感謝の心など豊かな人間性を持った子どもたちが育まれます。

そのためにも世代を超えた市民の交流が大切になってきます。

施策の方向

地域の中で世代を超えた交流の促進を図るための様々なイベントを開催します。

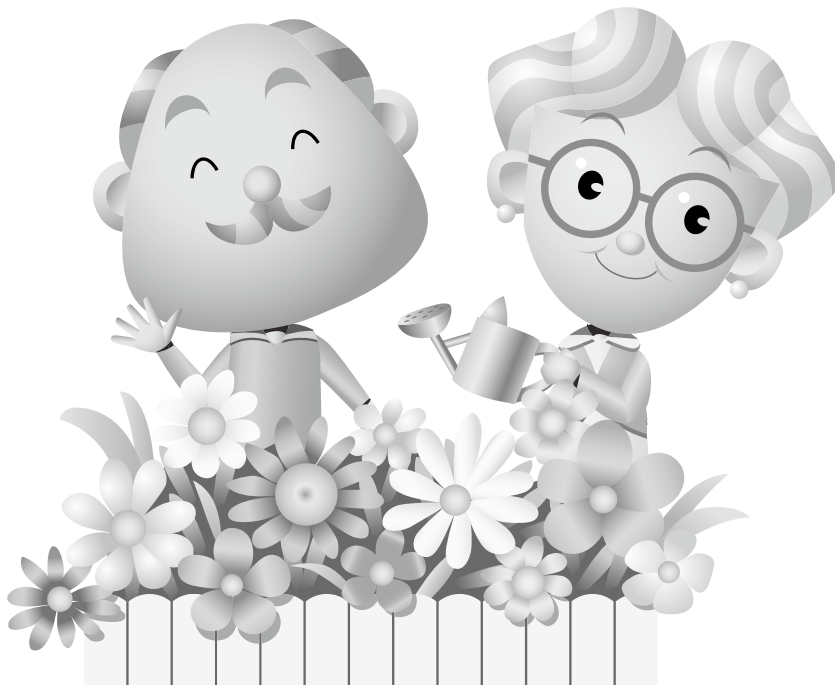
特に、子どもたちの中に世代を超えた助け合いの意識を育むため、学校においても高齢者施設の訪問や、地域の高齢者を**ゲストティーチャー**²⁶に招くなど世代間交流教育を推進します。

²⁵ 各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。

²⁶ 普段の授業では学ぶことのできないさまざまな内容の授業を行ってもらうため、地域の有識者を先生として招くこと。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○年上の人に対して尊敬の心を育む ○年下の人に対して慈愛の心を育む ○地域が行う世代間交流イベントに積極的に参加する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民を対象に福祉まつりなどの世代間交流イベントを開催する ○世代による得意分野を相互に教え合う場を設ける ○時代の変化に対応できるよう高齢者のための勉強会を開催する ○福祉施設における世代間交流を促進する ○地域の子どもに対する声かけを行う
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域が行う世代間交流イベントを支援する (地域福祉課、生涯スポーツ課) ○行政が行う各種イベントや施策で世代間交流が図れるよう工夫する (イベント所管課) ○世代間交流教育を推進し子どもたちの中に世代を超えた助け合いの意識を育む (指導課)



2. 立場を超えた交流の活性化

現況と課題

地域福祉の考え方では、地域に住む住民全てが福祉サービスの「当事者」である担い手・受け手となりえることから、地域に住むみんなが協力・連携しながら地域福祉の推進に努めていかななくてはなりません。

しかしながら、特に知的障害者、精神障害者、発達障害者の方に対する認識は大きく歪んでいることも多く、誤った認識から地域においてさまざまなトラブルも発生しています。

また、市外から転入してきた新住民と旧住民との間に意識の格差が見られる地域もあります。

地域に住むみんなが協力・連携しながら、地域福祉を推進していくためには、さまざまな立場の方が、それぞれの立場（世代や国籍の違い、障害の有無など）について理解・尊重し、心のバリアフリー²⁷化を進めることが重要になります。

さらには、全ての市民が人権を尊重するという意識を持ち、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを進める必要があります。

一方、本市においては人口の流入だけでなく、外国人登録をする方々も増えていることから、外国人の方も地域における活動に積極的に参加してもらえるように促していくことも重要になってきます。

施策の方向

心のバリアフリーを推進するため、さまざまな立場について正確な知識や情報が得られるように、地域において学習の機会を設けるとともに、専門的な知識・技術を有する福祉事業者や福祉施設によるさまざまなかたちでの情報発信を促進します。

また、地域に暮らす全ての市民相互の理解が深まるよう、新・旧住民間や外国人との交流などを促進するとともに、地域の誰もが気軽に参加できるイベントを拡充していきます。

さらには、人権についての意識向上にも努めていきます。

²⁷ 高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者について理解を深める ○障害者について理解を深める ○生活上起こりうる病気や障害について理解を深める ○異文化について理解を深める ○地域で挨拶の輪を広げる ○外国人との交流の場に積極的に参加する ○地域や行政が行う学習の場に積極的に参加する ○困っている方に声をかけて必要に応じて手助けをする ○人権についての理解を深める
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民を対象に高齢者・障害者を理解するための学習会を開催する ○地域に住む誰もがお互いとふれあうことのできる場を設け、またイベントを開催する ○福祉施設が専門的知識に基づき正確な情報を提供する ○ピア(仲間・同じ立場)による心のケアを推進する ○車いす体験や高齢者疑似体験などの機会を創る ○心のバリアフリーについて地域住民の理解を深める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民を対象に高齢者・障害者を理解するための学習会を開催する (高齢者福祉課、障害福祉課) ○広報紙を活用して高齢者・障害者・外国人等を含めた市民の生活に役立つ情報の提供を行う (広報課、高齢者福祉課、障害福祉課、国際交流室) ○市民相互の交流を図る (各施設所管課) ○外国人と市民との交流促進を図る (国際交流室) ○「船橋市男女共同参画計画²⁸」に基づき男女共同参画による地域づくりの促進を図る (男女共同参画課) ○人権についての意識を広める (市民の声を聞く課、男女共同参画課、保健予防課、地域福祉課、高齢者福祉課、包括支援課、障害福祉課、療育支援課、児童家庭課、社会教育課) ○心のバリアフリーについて市民の理解を深める (総合交通計画課、保健予防課、障害福祉課、療育支援課、指導課、社会教育課)

²⁸ 男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、企業が一体となって行う施策の基本方針と事業の方向性を示す計画。(H13年度策定)

3. 地域交流イベントの支援

現況と課題

地区社会福祉協議会での福祉まつりや、体育指導員等が中心となって行う運動会や盆踊りなど、誰でも気軽に自由に参加できるイベントは、地域の中に親しい人のいない方や、地域の間人関係を重荷に思っている方でも比較的参加しやすく、地域における貴重な出会いの場となっています。

しかしながら、現在のそうしたイベントの参加者数は、住民の人数と比べると十分とは言い難い状況です。

こうした誰もが参加できるイベントは地域の人を知るだけでなく、地域活動やボランティア活動についても知ることができ、参加するきっかけであるとともに、地域への愛着を生み、育むきっかけでもあることから、さらなる参加者の増加を図るための創意工夫をしたり、価値観の多様化にも対応できるイベントを開催したりするなど、より一層の活性化が必要となります。

そのため、まずは、24それぞれの地区コミュニティ内における住民同士の交流を活性化させ、その次のステップとして、市内の各地区コミュニティ間の交流に発展させていくことが重要です。

施策の方向

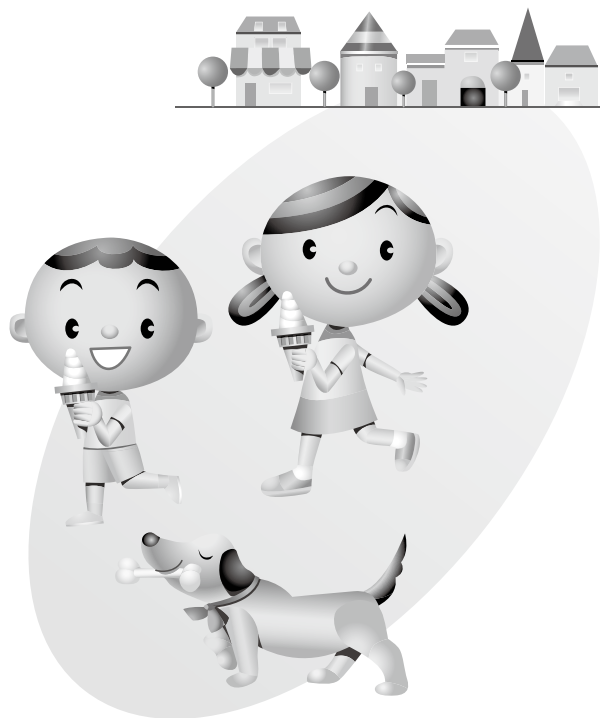
地域交流イベントの一層の活性化を図るため、できるだけ多くの方に参加していただけるよう、情報伝達的手段等に工夫をしながら、イベント情報を発信します。

また、交流イベントの中心となる地域のキーパーソンの発掘・育成をするとともに、さまざまな立場の方が一同に集えるよう、地域の中にあるさまざまな施設などを巻き込みながら、地域に開かれたイベントの開催を促進します。

さらに、こうしたイベントの拡充を図るために、行政や社会福祉協議会は地域への支援に努めます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で連れ立って交流イベントに参加する ○交流イベントの企画・運営に積極的に参加する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○遊び心ある交流イベントを開催する ○学校や福祉施設等を巻き込んだ交流イベントを開催する ○交流イベント情報のPRを行う ○交流のための地域のキーパーソンを発掘・育成する ○交流イベントの拠点づくりを行う ○事業者が保有する施設やバスを交流イベントの際に活用する ○さらに広い住民参加²⁹の視点から、既存の交流イベントの見直しを図る
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域が実施する交流イベントを支援する (市民協働課、地域福祉課) ○交流イベントへの参加促進のため広報紙やホームページなどによるPRを行う (広報課、電子行政推進課)



²⁹ 行政の意思決定過程に住民が加わることで、特に、地方自治体への参加を指して使われる。

